

## ○林業普及指導員及び林業専門技術員資格試験合格証書の再交付手続きについて

林業普及指導員及び林業専門技術員資格試験を合格された方で、合格証書を紛失または毀損した方は、森林法施行規則第95条第2項及び森林法施行規則の附則第3条に基づき、合格証書の再発行を申請することができます。

再発行申請をされる方は、定められた申請書様式(森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件(昭和37年7月2日農林省告示第851号)27規則第95条第2項の再交付申請書の様式)により申請書を作成し、試験事務局にメールにて提出してください。

なお、申請にあたっての主な手続きの流れは、以下のとおりです。

### <合格証書再発行手続きの流れ>

- ① 再発行申請書を作成してください。(林業普及指導員と林業専門技術員で申請書が異なるためご注意ください)
- ② 再発行申請書・本人確認書類・本籍や姓名の変更を証明する書類(受験時と本籍や姓名に変更がある場合)を試験事務局までメールにて提出してください。
- ③ 合格証書は、林野庁内の所定の手続きを経て、試験事務局から申請者宛に返信します。なお、申請書を受理してから、再交付まで概ね1か月程度かかりますので、ご了承ください。

#### 【申請書提出宛先】

〒100-8907

東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1

林業普及指導員資格試験事務局

(林野庁研究指導課普及教育班)

Mail : rinya\_jinzai☆maff. go. jp

(送付の際は☆を@に変えて送付ください)